

京都市告示第659号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年2月24日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
大原1号線	左京区大原勝林院町566番地の1地内	旧	メートル 5.00	メートル 6.80 ~ 10.08
		新	5.00	6.80 ~ 11.40

(建設局土木管理部道路明示課)